

精華町教育委員会議事録

令和3年（第9回）

1 開 会 令和3年9月27日(月) 午後2時30分
閉 会 令和3年9月27日(月) 午後4時00分

2 出席委員 川村教育長 新司委員 高岡委員 松下委員
井上委員

3 欠席委員 なし

4 出席事務局職員

浦本教育部長	杉本総括指導主事
俵谷学校教育課長	田原生涯学習課長
平井学校教育課係長	

5 傍聴者 0名

6 議事の概要

(1) 開会及び冒頭あいさつ

教育長から第9回教育委員会の開会を宣言。

(2) 前回議事録について

教育部長から令和3年第8回教育委員会の議事録について説明。

【採 決】

・全員承認

(3) 臨時教育委員会の書面表決の結果について

教育部長から令和3年第1回臨時教育委員会の書面表決の結果について説明。

【採 決】

・全員承認

(4) 教育長報告事項

精華町議会定例会 9 月会議が 9 月 1 日から 28 日までを会期として開催されている。詳細については後ほど部長から報告させていただく。

9 月 27 日、第 1 回の精華町総合計画審議会が開催され、学識経験者や町内の様々な団体、合わせて 20 人の委員が出席されて審議が行われた。次の総合計画は今年度と来年度で策定する予定となっている。

2 点申し上げる。まず 1 点目は、2 学期の学校の様子について。

学校は 2 学期が始まったが緊急事態宣言中だったため、2 週間は午前中までとして小学校は給食を中止。一部学校を除き、3 週目から午後の授業を再開した。府立学校の例にならい、校外活動、部活動は休止。

なお府立学校では先週末から部活を一部緩和したという通知を受けている。

9 月に児童生徒の感染が数件あったが、学校内での感染とされるものはなかった。保健所の指導による検査等の対応を行っているが、児童生徒間での感染は何とか回避できている。

9 月末で緊急事態宣言が解除される場合の、10 月以降の学校教育活動や公共施設の制限緩和について、府教委がどのような対応とされるかを注視している。

学校行事のなかでも特に修学旅行については校長会で議論を重ねてきたが、中止となった場合に町の修学旅行に対する補助金の範囲内でキャンセル料をまかなえるよう、学校と相談のうえで、キャンセル料が発生する前日に当たる 21 日前と、キャンセル料の料率が上がる前日に当たる 8 日前、このいずれかを判断のタイミングとし、この時点で京都府と目的地の一方にでも緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出され、府教委が府立学校に対して宿泊を伴う活動を中止するという方針を出している場合は、本町もそれにならって中止を決定するということを基本にしている。

9 月から 10 月初旬に修学旅行を計画していた学校は既に中止を決定。それよりも後の日程で計画している学校は、今後の感染状況にもよるが、実施できる学校もあるかもしれない。

運動会、体育大会などは、開催日程を統一することはせずに、昨年度と同様に来賓、保護者を呼ばない規模縮小の形で、また、体を寄せ合うような種目を避けて開催する予定としているが、細かな取組方法は学校によって異なる。

る。

次に2点目は、オンライン教育の実施について。

現在は、家庭でのオンライン教育については一斉休業の対策としてよりも、学校に一定期間登校できない子どもの学習保障として、実施体制の準備を急ぐ必要性が高まっているという認識である。

保護者の要望を受けて、休んでいる児童生徒への授業配信を行っている市町村も一部あり、近隣市町村でそういった制度への対応方針を打ち出しているところもあるため、本町としてもしっかり進めていく必要があると思っているが、オンライン教育の実施そのものが目標ではないので、双方向ライブ型、録画によるオンデマンド型、そしてオンライン・オフライン問わずタブレットによる学習支援ソフト、ドリル学習など、ICT機器を活用した新しい学習手法と、従来どおりの紙による学習手法を合わせた、混合型として学習保障の方策を考えるべきではないかと考えている。

もちろん、一斉休業となった場合のことも想定しておかねばならない。現在、特に小学校が先行しているが、各学校では家庭に端末を持ち帰らせての接続テストを開始している。先生方のICTを使った指導の力量を高めていくことと併せて、この家庭への持ち帰りに関する取組が進む中で、一斉休業時のICTの活用が確実なものになると思っている。

しかし現段階においては、通信環境や操作性などの技術的な問題があり、他府県の自治体では、学校によって進捗度合いに差が出たり、ネットが繋がらないことにより、結果的に児童生徒が困っているということも発生しているようなので、まだまだオンライン教育を授業時数にカウントできるような状況には至っていないと思う。

そのようなことを踏まえ、現状では、本町でのオンライン教育の実施については、学校と児童生徒の繋がりや保障、そして学習の保障のための緊急避難的な対応として考えていくべきではないかと思っている。

もともとICT機器を持ち帰っての家庭学習には、児童生徒の個別学習を最適化するという面と、課題作成や採点といった時間を省いて働き方改革につなげていくという面があると考えられる。

学校ごとに持ち帰りの実施計画は異なり、当初は足並みはそろわないが、経験をしていくことで全体のものになるのだろうと思っている。

以上、本町のICTの取組に関する現在の状況と、私の個人的意見も含ま

れるが、今後の取組についての考え方について述べさせてもらった。

松 下 委 員 基本的にも今、教育長が話された方向、考え方で進めてほしいと思う。

2学期以降で、これまでの指導内容から指導の中身が大きく変わっている事例があれば知りたい。例えば、理科の実験は児童生徒同士の距離が近くなりがちであり、実施が困難になっているのではと思っている。そういった状況の中で、学習指導要領がうたう主体的・対話的で深い学びをどのように実現していくのか、その辺りの方向性のようなものがもしあれば、示してもらえたらと思う。

総括指導主事 昨年度から精華中学校において、音楽の授業でコロナ禍で歌唱ができないので、「SEIKA BEAT」と題して体でリズムをとって音を鳴らすという取組が始まったが、今年度からはそれが他校にも拡がりを見せ、合唱コンクールに代わるような取組になっていると聞いている。

また、理科の実験については、理科教育推進委員会の取組で、演示実験を教卓のところで行ってその動画を大型モニターに映すとか、事前に撮影したものを提示して説明するとか、そういったことは可能だろうという研修を行った。いずれは授業に取り入れていくことが可能と思う。

(5) 事務局からの諸報告

教 育 部 長 1 令和3年度定例会9月会議の対応状況について

9月会議は9月1日から28日までの会期で開催され、令和2年度の決算審議などを中心に審議がなされている。

教育部からは、委員の皆様书面表決をいただいた移動図書館車の取得に関する議案を提出した。

一般質問については、15名の議員から通告があり、そのうち7名から教育関係の質疑があった。

主な一般質問の概要としては、6月会議に引き続き生理の

貧困の対応を問うもの、そして中学校給食関連、医療的ケア関連、Wi-Fiルーターの貸出しなど情報教育関連となっている。

また、むくのきセンターの特に和室、会議室内に設置しているカメラの運用について、複数の会派から申入れを受けており、現在、センター建設当時のカメラ設置の目的、運用方法などについても調査をしているが、老朽化により故障しているカメラも多いことから、今後の在り方についても検討を進めていく考え。

その他では、資料に記載はないが、令和2年度の決算審査の質疑において、昨年4月の教育委員会会議について、新型コロナウイルス感染が全国的に拡大する中で、開催予定日直前に全国一斉の緊急事態宣言が発出されたことなどから、通常の対面開催が困難であると判断し、他の市町村で既に実施をされていた書面表決を実施したことについて、議員から、本町教育委員会会議規則であったり、上位法である地方教育行政の組織及び運営に関する法律には委員を招集して開催する旨の規定しかないので、書面表決を行うのであれば、事前に例規を整備したうえで実施すべきではないか、という趣旨の質問があった。

この質問を受け、改めて書面表決による開催の法的妥当性について、京都府市町村教育委員会連合会事務局に文部科学省の見解を確認したところ、行政委員会である教育委員会は合議制が採用されており、関連する法令に書面表決を想定した規定はないが、緊急の事案で会議を招集するいとまがない場合など、書面表決を行わざるを得ない場合は存在するという考えから、規定がないことをもって書面表決が違法で、議決内容は無効であるとまでは言えないとのことだった。

また、町例規に書面表決に関する規定を整備することについては、上位法で想定されていない内容を町例規において規定することは法の枠を超えることになりできないため、今後の対応としては、教育長の臨時代理の規定を設けることを検

討したいという答弁を行った。

次に、令和2年度の決算状況の概要について報告させていただく。

歳入総額は184億1,414万円、歳出総額は181億8,402万6,000円、決算規模の対前年度比較は歳入が55億4,675万6,000円、43.1%の増、歳出が55億2,684万1,000円、43.7%の増となり、それぞれ大幅に増加した。

歳入歳出の差引きである形式収支は2億3,011万4,000円となり、翌年度へ繰り越す財源、1億568万6,000円を差し引くと、実質収支は1億2,442万8,000円の黒字となる。この実質収支が統計上での決算が黒字なのか赤字なのかという判断する指標となる。

実質収支は前年度以前からの繰越金を含む収支の累計である。令和2年度1年間の差引収支を表した単年度収支では、2,659万8,000円の黒字となるが、不足する財源を財政調整基金から2億円程度取り崩すなどした結果であるため、最終的な実質の単年度収支は1億7,327万5,000円の赤字であり、令和元年度よりも赤字が拡大した。引き続き厳しい財政状況である。

歳入は、前年度比で約55億4,600万円の大きな増収となっているが、要因としては新型コロナウイルス感染対策のための臨時交付金などの国庫支出金が、43億2,582万7,000円増えたこと。その他、寄附金についても学研狛田東地区の開発関連寄附金が3億4,086万6,000円増えた。

地方税は堅調に推移をし、町税収入は総額で59億9,679万9,000円、対前年度比で6,188万7,000円の増。主な増収要因は、固定資産税、法人町民税などが増加したことが挙げられる。コロナ禍で税収が落ち込まないか非常に心配していたが、この約60億円という税収は過去最

高の額であった。

歳出は、教育費関係が16億1,239万1,000円で対前年度比較で3億9,950万3,000円、32.9%の増加。教育費が歳出額全体に占める割合は約9.2%である。

主な増減項目は、増額要因としてGIGAスクール関連事業、新型コロナ関連事業、防災食育センター建設事業、幼児教育・保育の無償化事業などの新規事業による増加が挙げられる。

一方、減額要因としては、幼児教育・保育の無償化事業の実施に伴い幼稚園就園奨励事業が廃止されたことなどが挙げられる。

教 育 部 長 2 新型コロナウイルス感染症関係の対応について

4回目の緊急事態宣言が9月30日までの期間で発出されているが、国では全面解除に向けた検討が進められているとされている。9月27日現在で町内の感染者の累計が334名となっており、新規感染者数は7月が18人で、8月は95人と爆発的に増えたが、9月に入ってから47人と、8月に比べると落ち着いてきている。

町内の小中学校の児童生徒の感染については、2学期に入ってから小学校で3名発生し、小学校2校で学級閉鎖を実施した。

文部科学省は全国一斉の臨時休業は実施しない方針を示しており、地域の感染状況に応じた対応を取るよう通知が出されている。府教委から8月31日にガイドラインが示されたので、本町教育委員会としては、このガイドラインに準じた取扱いをしている。

学級閉鎖を行った2校については、学級閉鎖を行った当日中に保健所の疫学調査でクラスに感染が広がっていないことが確認できたので、1日のみで学級閉鎖を解除した。

なお、学級閉鎖を実施しなかった1校については、たまた

ま 9 月の 3 連休に感染事案が発生し、連休中に検査を受けた児童等全員が陰性であることが確認されたため、学級閉鎖の必要がなかったもの。

高齢者のワクチン接種が進んだことにより、相対的に若年層の感染の比率が上がっているため、統計で見ると若年層で感染拡大しているように見えるという状況はあるが、デルタ株などの変異株の出現もあるので、各学校における感染対策についてはこれまでどおり気を緩めずに対応していきたい。

国から最大 80 万回分の抗原検査簡易キットが全国の小中学校に配布されるという報道があったが、町保健部局と相楽医師会が調整された結果、学校、保育所、幼稚園での積極的な使用を推奨するものではないという見解が相楽医師会から示された。これを受けて、学校等では、簡易キットが届けば保健室などで保管し、教職員が勤務中に発熱した場合など、緊急でやむを得ない場合にのみ、簡易キットを使用するということを想定している。

また、前回の会議で高岡委員から質問があった、児童生徒が感染はしていないが、感染が不安で休んでいる場合の取り扱いについては、これまで保護者から登校が不安であると訴えがあったものについてはすべて、校長が合理的な理由があると判断して、欠席ではなく出席停止の扱いとしている。

9 月 24 日に、新型コロナウイルス感染症に係る府立学校の対応について府教委から変更の通知があり、緊急事態宣言が解除されるまでの間、9 月 24 日から 30 日までは学校教育活動の制限、特に部活動の制限を緩和するという内容であったが、本町の対応としては、中学校 3 校の間で緊急事態宣言が発出されている間は部活動を実施しないという調整がされているため、引き続き 9 月 30 日までは部活動を実施しないこととしている。

緊急事態宣言の解除決定後は、改めて府教委から通知が出されるため、10 月以降はその通知内容に準じた対応を実施していく予定。

総括指導主事 1 生徒指導報告について

(1) 小学校

8月の問題事象はなし。長期欠席者は1名で、本人、保護者と連絡を取り、状況は把握できている。

不登校報告については8月は3日間しか登校日がなかったため、9月分に合算することになっている。

(2) 中学校

8月の問題事象は1件。家出事象だったが、現在は通常どおり学校に登校している。

長期欠席者は14名であり、状況は小学校と同様。

不登校報告についても小学校と同様に、9月分に合算する予定。

総括指導主事 2 重災害事故報告について

小学校、中学校ともになし。

総括指導主事 3 コロナ感染に対する精神的不安による欠席について

緊急事態宣言発出中での2学期開始だったため、感染の不安による始業式の欠席者は小学校で17名、中学校は2名あった。2週間ほどほぼ横ばいで来ていたが、9月13日からは小学校でも一桁台となり、27日現在では小学校で6名、中学校は1名となっている。

欠席の特徴としては、9月13日頃からワクチン接種の副反応による体調不良で休む児童が増加。土日でワクチン接種した児童生徒が多くあり、本日は、副反応を理由として欠席している児童生徒が小学校で71名、中学校で171名である。

感染の不安による欠席児童生徒に対しては、学校での配布物や授業のプリントを届ける、あるいは放課後に保護者を面談に来てもらうなど、各校で対応、フォローをしている。

総括指導主事 4 いじめ調査小学校6年生の要指導の件について

前回の会議で松下委員から質問のあった7月実施のいじめ調査の小学校6年生の要指導の件については、確認したところ、訴えの事象としては、言葉で冷やかされる、悪口を言われる、自分のものを勝手に触られるというような事象であった。それぞれ事象の状況に応じて、全体指導、話し合いでの謝罪等を経て、いったん落ち着いた状況となっている。

学校教育課長 1 通学路における合同点検の実施状況について

千葉県八街市で起こった交通事故を受けて実施する小学校指定通学路の関係機関等による合同点検については、9月9日、13日、15日の3日間で各校区の点検が完了した。これまでの取組や地元自治会、PTA各所から要望いただいた内容から、指定通学路上の危険個所のリストアップを行い、今回は特に点検が必要と判断する箇所を絞り込んで実施した。

町全体で14か所の点検となり、木津警察署、各学校、PTA、町からは関係課として学校教育課、建設課、自治振興課の3課、そして、校区により府道管理者の山城南土木事務所、地元の自治会の役員の方々などにも参加いただいた。

なお、今回は国道に直接的に関わるという箇所がなかったため国道事務所からの参加はなかった。

今回の合同点検の結果を踏まえ、10月に改めて行政関係機関を招集して必要な対策を検討する会議を開催し、最終的に対策内容まで含めた形で京都府に報告する予定。対策内容等については、改めて報告させていただく。

学校教育課長 2 GIGAスクール構想により整備したタブレットの活用状況について

1学期は学校での活用に限定して使用、2学期からは家庭へ持ち帰っての学習を始めていくこととして、4月の委員会では、当時のコロナの感染拡大の状況もあり、早急に開始し

ていくと報告したが、結果的に全校一斉の長期休業がなかったため、2学期から利用する個別学習等の支援サービス導入と併せ、この導入後に実施することで準備を進めてきた。

学校ごとに進捗状況に少し差はあるが、小学校については、ほとんどの学校で保護者に対して、持ち帰りを始める旨の通知文書、それに対する同意書、家庭でのタブレットの使用ルール資料、通信環境のない家庭に無償で貸出しするモバイルルーターの貸出し申請書等の配布を終え、保護者からの同意書については概ね回収が完了している状況。学校によっては通信テストやモバイルルーターの貸出しも既に行われ、一定取組は進んでいる。

中学校では、10月に入ってから家庭への持ち帰り開始の案内を順次始める予定。

持ち帰っての家庭学習では、2学期から導入している学習支援システムを有効活用していきたいと考えており、このシステムのうち、小学校では国算理社の4教科、中学校では国数理社英の5教科のそれぞれの教科書の単元に対応した個別、最適化されたAI型のドリルと、タブレットを活用して行う協働学習にも対応する授業支援ソフトの2つを導入。

学校に登校できない児童生徒の学びの保障という部分では、これらシステムだけではなく、ライブ配信やオンデマンド配信、そして従来からの紙のプリントによる教材など、様々な手段を講じ組み合わせ、児童生徒の学びを止めないよう対応を図っていきたい。

生涯学習課長 1 精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会における審査及び評価結果について

指定管理者は特定非営利活動法人精華町スポーツ協会で、今回は令和2年度実績に係る審査及び評価結果となる。

評価委員会からは適正な管理運営業務が実施されたという評価をいただいたが、今後さらに充実したものになるよう指定管理者及び教育委員会に対し、検討を要する内容として、

自主事業の充実、老朽施設の計画的な修繕、災害対策などについて意見をいただいた。いただいた意見については指定管理者と連携を取りながら今後も取組を進めていく。

また、9月10日に開催された町議会の民生教育常任委員会においても、各委員から4点意見をいただいた。

1点目は、施設の設備不良箇所の早期改善について。主に屋外施設での老朽箇所であった。

2点目は、体育施設の町外利用者の料金割増廃止について。令和元年10月に廃止しているが、精華町民が他市町の施設を利用する際にも、双方の利用料金を同一に見直されるよう他市町に働きかけるべきではないかと意見があった。現状は議論が進んでいないが、今後、他市町との会議などの機会を捉えて糸口を探っていきたい。

3点目は、指定管理者の人件費上昇について。コロナ対応など理由はあるが、詳細な分析をしてはどうかとの意見であった。

4点目は、スポーツ協会の自己評価について。B評価となっているが、次年度はぜひ全ての項目でA評価を目指してほしいとの意見であった。

生涯学習課長 2 精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会における審査及び検証結果について

むくのきセンターをはじめとする体育施設について現行の指定管理者制度を継続採用することについての、評価委員会からの審査及び検証結果の報告である。

2期目となる当該指定管理の期間は5年だが、中間検証として、平成30年4月から令和3年3月までの3年間を検証してもらった。

評価委員会の検証の結果、指定管理者制度採用による効果を認めていただき、引き続き、指定管理者制度を採用することが妥当であるとの意見をいただいた。制度を採用することによる効果については、施設利用者数の増加、利用者の利便

性の向上、指定管理者の自主事業の展開、決算収支状況の安定性などの観点から判断いただいたものである。

生涯学習課長 3 諸行事の予定について

1点目は、精華町子ども祭りの開催について。例年、子ども祭りとはせいか祭りは同日開催だが、昨年はコロナ禍のためせいか祭りが中止となった。今年度のせいか祭りは、オンラインをメインとした開催について実行委員会で模索されているため、子ども祭りもそれに合わせて実施できないかと要望を受けている。子ども祭りは、オンラインでの開催ではなく、現地での開催を予定しており、町内の小・中学校児童生徒の演奏や少年少女合唱団の合唱をメインとして計画中。

日時は、11月21日日曜日の10時～15時まで、会場は、けいはんなプラザのメインホールを予定。なお、例年行っている体験交流型イベントは中止する考え。

2点目は、精華町成人式について。令和4年1月10日月曜日、成人の日の午後から、けいはんなプラザのメインホールでの開催を予定。今のところ昨年度と同様、大幅な時間短縮、保護者や来賓関係者の入場制限を行うなど、規模縮小しての開催を予定している。

(6) 後援関係

8月から9月にかけて受け付けた教育委員会後援事業の報告は、総数5件、学校教育課関係が0件、生涯学習課関係が5件である。内訳は、社会教育係が4件、社会体育係が1件となっている。

(7) 10月の行事予定

教育部長から10月の行事予定について説明。

井上委員 いじめ問題の関係でお聞きしたい。精華町いじめ防止対策推進委員会はどういう内容の活動をされているのか。旭川のいじめ自殺や、東京町田のいじめ自殺などが起きているが、

精華町で重大事象が起こった際に同委員会に諮るという認識で良いのか。

実態はよく分からないが、旭川の事案では第三者委員会の聞き取り調査が長期間されていないなどの報道もあり、もしものときの対応として聞きたい。

総括指導主事 重大事象が起きた場合の対応に当たっていただく組織だが、今年度はまだ会議を開催しておらず、来年1月、2月で日程を調整している。

教育部長 同委員会は、教育委員会による自己調査をする組織であるが、実際に重大事象になると、教育委員会だけの内部調査で終わらずに、町長が設置する専門の調査委員会というものを設置することになる。マスコミで取り上げられている調査委員会は、そのような首長が設置する組織であり、大々的に調査が実施されるため、調査には非常に時間を掛けているものと思われる。

松下委員 10月の行事予定表について、校外行事の9月、10月分は中止という話が出ていたが、記載されている精華中学校の修学旅行や山田荘小の林間学習など、すべて中止ということか。

川村教育長 キャンセル料のポイントとなる8日前が10月に入ってから到達するため、その時の感染対策の程度によっては中止となる場合もある。東光小学校、山田荘小学校、精北小学校についてはまだ決行、中止の判断のタイミングに至っていない。判断のタイミングにおいて、緊急事態宣言もまん延防止等重点措置も出ていなければ実施可能となる。一方で、精華西中学校、精華南中学校、川西小学校、精華台小学校はすでに中止を決定している。

松 下 委 員　卒業式も入学式も例年どおりできず、修学旅行もないとなると、せめて、何か代わりとなる事業を考えられないかと思う。コロナの影響で、これまでに修学旅行や校外学習の場所や活動内容に変更があった事例はあるか。

川 村 教 育 長　精華中学校を例に挙げると、もともと沖縄で2泊だったものを広島で1泊に変更し、日程も今までに2回ずらしている。小学校、中学校ともに各校何とか実施できるよう様々な努力をしてきたが、実施時期の関係で結果に違いが出ているという状況。

(8) 閉会

教育長が第9回教育委員会の閉会を宣言。